

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	佐賀県自然公園条例施行規則	法令番号	昭和 4 9 年佐賀県規則第 5 8 号		
手続名	相続による公園事業の承継の承認	根拠条項	第 5 条第 4 項		
審 査 基 準	<p>佐賀県自然公園条例施行規則第 5 条第 4 項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に公園事業の全部が承継されていること。</p> <p>(2) 相続人が 2 人以上ある場合にあつては、申請に係る公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。</p> <p>(3) 申請者が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p>				
	受付 機関	有明海再生・環 境課	処理 機関	有明海再生・環境 課	交付 機関
		標準処理期間		3 0 日	目次 No.
		標準経由期間		日	